

オープンカウンター方式による見積合せ説明書

この説明書は、北海道総合通信局（以下「当局」）が発注する調達契約に関し、オープンカウンター方式による見積合せに参加しようとする者（以下「見積参加者」）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項について説明するものです。

なお、オープンカウンター方式とは、当局が調達する案件で財務省政令（予算決算及び会計令）において少額随意契約に該当する契約のうち、当該方式に適した案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方法です。

1 参加者への見積の依頼について

- (1) 見積に関する諸条件は、公示する見積依頼書により提示します。
- (2) 見積合せに参加するには、仕様書を必ずご確認の上ご参加ください。仕様書はホームページにてダウンロードするか、財務課までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

〒060-8795

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎12階

北海道総合通信局 総務部財務課

011-709-2311(内線 4609、4614)

2 見積書の提出について

- (1) 見積合せに参加する場合は、本説明書、公示内容及び仕様書等を熟読された上で見積書を提出してください。
- (2) 見積書の提出にあたっては、持参の他、郵送等による提出も認めますが、公示した依頼書に示す締切日までに到達しなかった見積書は無効とします。
- (3) 見積書の様式は任意としますが、記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載してください。ただし、見積依頼書等において、様式及び記載方法等が示されている場合はそれによるものとします。
- (4) 一度提出した見積書の引き換え、変更又は取り消しは認めません。

3 見積合せについて

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律に抵触する行為を行っ

てはいけません。

- (2) 見積合せの日時は、公示する依頼書に記載した日時に非公開で行います。
- (3) 見積書の提出期限までに見積書を提出する者がいないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、当局が選定した者へ見積りを依頼することができるものとします。

4 見積書の無効について

次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とし、無効の見積りを行った者を契約の相手方として決定していた場合は、その決定を取り消します。

- (1) 公示する依頼書で参加資格が定められている案件において、参加資格のない者が見積りをなしたとき。
- (2) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- (3) 見積り金額の記載を訂正したとき。
- (4) 見積り者の記名押印のないとき又は記名の判然としないとき。
- (5) 1者で2以上の見積書を提出したとき。
- (6) 明らかに連合と認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるほか、当局の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

5 契約の相手方の決定について

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積りした者を契約の相手方とします。
- (2) 上記(1)において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。
- (3) 見積合せの結果は、契約の相手方と決定した者へのみ通知する他、ホームページ上で契約者及び契約金額を公表します。
- (4) 契約を決定した者から見積内訳書を提出していただく場合もありますが、積算の誤りによる合計金額の事後訂正は認めません。

6 契約の締結について

公示した依頼書において契約書の作成を必要としている案件は、契約者を決定した日から7日以内に契約書を作成し、契約を締結しなければなりません。ただし、当局契約担当官が正当な理由により作成期間内に契約を締結することができないと認めた場合は作成期間を延長することができますので、契約者はその旨を申し出て作成期間の延長を求めてください。

なお、契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担としますが、契約書用紙は交付しますので申し出てください。

7 納入する物品の銘柄等の規格について

見積に際し、納入予定の物品等の規格は、依頼書及び仕様書等において指定がある場合を除き、仕様書等で指定した規格等と同等以上といたします。

8 見積合せの参加制限について

見積合せに参加する者は、公示した依頼書に示す事項のほか、以下に該当しない者であること。

- (1) 総務省及び他省庁等における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

① 契約の相手として不適当な者。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他営業に実質的関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

② 契約の相手方として不適当な行為をする者。

ア 暴力的な要求行為を行う者。

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官の業務を妨害する行為を行う者。
オ その他前各号に準ずる行為を行う者。

- (3) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら、再委託等の相手方としない者であること。

9 その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積参加者が負担するものとします。
- (2) 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対し追加資料の提出を求める場合があります。
- (3) 使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 都合により見積合せを取りやめることがあります。
- (5) 契約の相手方として決定した者が正当な理由なく、業務を履行しない場合等不正不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことがあります。

以 上